

習志野市教育委員会会議録
(平成22年第5回定例会)

1 期 日 平成22年5月26日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後4時00分
閉会時刻 午後5時50分

2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 鈴 木 大 地
委 員 澤 村 洋 子
委 員 星 野 龍 人
委 員 植 松 榮 人

3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 諏 訪 晴 信
学校教育部参事 井 上 隆 夫
学校教育部参事 染 谷 昭 子
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 飯 塚 和 夫
学校教育課長 江 口 和 夫
指導課長 辻 利 信
総合教育センター所長 大 野 博 之
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 寄 主 義 之
青少年センター所長 田久保 正 彦
菊田公民館長 岡 野 布 治 平
教育総務部主幹 牧 野 岳 彦
教育総務部主幹 本 城 利 恵 子
教育総務部主幹 宮 崎 雅 博
教育総務部主幹 佐々木 重 春
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 鈴 木 博
学校教育部主幹 江 口 浩 雄
学校教育部主幹 土 屋 美 恵 子
学校教育部主幹 菊 池 美 枝 子
生涯学習部主幹 浅野目 俊 紀
生涯学習部主幹 関 文 雄

4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び議案第18号ないし議案第22号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

議案第21号の会議録については、審議会の開催後に公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(3)及び議案第18号ないし議案第22号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第4回定例会及び第3回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則に基づく、入学準備金の融資のあっせん及び利子補給の状況についてであるが、平成21年度の実績は、5名に対し、合計173万円の入学準備金融資が行われた。利子補給額は、45万2千363円である、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成22年度育英資金給与者の決定について

(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市育英資金給与条例に基づき、平成22年5月10日に育英資金選考委員会を開催し、本年度の育英資金給与者を決定したので、報告するものである。

平成22年度は16人の育英資金給与者を決定した、と概要を報告

委員が

申請基準の主なものは、経済的な理由か、と質問

学校教育課長が
そのとおりである、と回答

委員が
昨年度に比べ人数が減少しているのは、申請資格の成績基準を、評定平均3.5から3.6に上げたためなのか、と質問

学校教育課長が
特に関係はない、と回答

委員が
継続して決定を受ける場合でも毎年申請するのか、と質問

学校教育課長が
申請には前年の学業成績に係る証明書が必要なため、毎年申請が必要である、と回答

委員が
この経済不況のなかで、なぜ、成績基準を上げたのか、また、高校1年生は中学3年生時の学業成績証明書が必要だが、それぞれの中学校の評定平均で、公平な審査が出来るのか、と質問

学校教育課長が
今年度から実施される高等学校の実質無償化も考慮してのことであるが、より多くの優秀で、学ぶ意欲のある生徒に利用してほしいからである。また、審査には学業成績の他に、作文の提出や面接、欠席、遅刻の状況も考慮している、と回答

委員が
評定平均とは、と質問

学校教育課長が
全教科の評定を合計して、平均したものである、と回答

委員が
保護者への周知はどのように行っているのか、質問

学校教育課長が
広報、ホームページなど、また、生徒の中学校卒業時に説明している、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

報告事項（４） 習志野市立幼稚園・保育所私立化ガイドラインについて

（学校教育課）

学校教育部主幹が

平成21年8月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第1期計画）」では、「私立化にあたっては、市の責任において「私立化ガイドライン」を策定して、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点などを示し、その策定にあたっては保護者や有識者等による機関を設置して検討する」としている。このことから、平成21年11月に有識者、保護者、市立保育所・幼稚園職員を構成員とする「習志野市立幼稚園・保育所私立化ガイドライン策定懇話会」を設置し、6回にわたり懇話会が開催され、ガイドラインに載せるべき事項、私立化にあたって考慮すべきことなどについて委員間で意見交換が行われた。この懇話会での委員による意見交換を参酌して、ガイドラインを策定したので、報告するものである。

幼稚園の私立化ガイドラインについては、運営主体は、学校法人とした。これは、学校教育法で、新規の幼稚園運営は学校法人に限られているからである。次に教育内容については、移管先法人の独自性が尊重されるが、当市がこれまで行ってきた、保育所、小学校及び地域との連携を図っていくこととしている。他に私立化の条件として、特別支援教育の配慮、預かり保育の実施などがある、と概要を報告

委員が

保育所の私立化にあたって、保護者、移管先法人及び市からなる三者協議会を設置するとあるが、具体的にいつ頃か。また、保育所の私立化後も当分の間、三者協議会を存続するとあるが、当分の間とは、どれくらいか、と質問

学校教育部主幹が

法人決定後、設置し、5年間は存続させる予定である、と回答

委員が

幼稚園・保育所の財産についての記載の中で、建物については、資産評価額に応じて有償もしくは無償譲渡とあるが、これはどういう意味なのか、と質問

学校教育部参事が

現存する建物については、古い建物が多いため、無償となるが、建て替えた新しい建物については、有償となる、と回答

委員が

有償の額の算定方法は、と質問

学校教育部主幹が

新築の建物の建築費は、国の補助金、市の補助金、それから法人が負担する額からなるため、その法人が負担する額を有償額とする、と回答

委員が

実際に通われる園児、保護者の私立化による負担、変化にはどのようなものがあるのか、

と質問

学校教育部主幹が

他市などでは私立化によって、先生が急にがらっと変わってしまうということがあったらしいが、当市では、保育所については、15ヶ月間の引継ぎ期間を設けている。また、幼稚園は、市立幼稚園を廃園した後1年間の準備期間において、新たに私立幼稚園として開園することとしている、と回答

委員が

私立化したら、保育料は高くなるのか、と質問

学校教育部主幹が

保育所は同じであるが、幼稚園はそれぞれの幼稚園の独自性があるため、若干上がる可能性がある。ただし、就園奨励費を利用して、負担を軽減することが出来る、と回答

委員が

保育所の私立化における諸条件として、苦情処理の仕組みの整備とあるが、これは、どのような組織、構成員を考えているのか、と質問

学校教育部主幹が

苦情解決責任者を、園長、所長、苦情受付担当者を、教頭、主任とし、他に第三者委員として地域の方の代表で組織する予定である、と回答

委員が

保育所の法人選定として、法人選考委員会が選考するとあるが、法人選考委員会とは、と質問

学校教育部主幹が

これから決定していくが、市の担当部長である内部委員と外部の有識者、地域の方々から構成する予定である、と回答

委員が

決定するのは法人選考委員会だと思うが、選考方法を具体的に定めておくこと選考への道筋が明確になるのでは、と質問

学校教育部主幹が

選考にあたっては、保護者説明会や、法人による運営方針等の説明会を設け、保護者の意見や要望に配慮する、と回答

委員が

いつぐらいから、説明会を行うのか、と質問

学校教育部主幹が

応募された段階で、説明会を行う予定である、と回答

委員が

保育所私立化前の12ヶ月の業務委託期間において、市立保育所保育士2名を配置し、さまざまな助言を移管先法人の保育士に行うとあるが、どのようなことを行うのか。また、配置する2名は責任ある身分で配置するのか、と質問

学校教育部主幹が

今まで行ってきた行事や、12ヶ月の委託期間前に行う3ヶ月の共同保育機関で指導出来なかったことを行っていく。そして、主任保育士等を配置するが、運營業務委託契約を締結して行うため、市が責任を持って行う、と回答

委員が

保育士等の配置基準で、新たに社会福祉法人格を取得する者については、施設長は幼稚園の園長経験12年以上としているが、その根拠は、と質問

学校教育部主幹が

他市の例を参考とした、と回答

委員が

このガイドラインは、これから予想される事態に対して、総論的なものか、と質問

学校教育部主幹が

その通りである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第23号 平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
(企画管理課)

企画管理課長が

習志野市立第五中学校吹奏楽部金管八重奏が、第33回全日本アンサンブルコンテストにおいて金賞を受賞したことに伴い、習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、表彰状を授与するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市立図書館における指定管理者制度導入の検討状況について
(社会教育課)

社会教育課長が

導入の目的は、図書館の根幹的な業務を大久保図書館に集約すると同時に、大久保図書館を除く4館(東習志野、新習志野、藤崎、谷津図書館)の管理運営に民間のノウハウを

導入することにより、多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上を図ることを目的とするものである。

導入の効果としては、まず、利用者サービスの向上がある。導入予定の祝日開館が効率的に実施出来たり、おはなし会等の事業拡大など読書活動の推進が期待できる。

次に、大久保図書館を市立図書館として残し、業務を集約するため、大久保図書館司書職員の充実を図ることが出来ると同時に、図書館全体の職員数削減が図れる。また、購入図書選書や蔵書構成など図書館の根幹的業務の一元化も図れる。

指定期間については、まだ未定であるが、検討作業上は平成23年4月1日から5年間ということ想定している。また、指定管理者については、実績を把握しやすい千葉県内、東京都内に主たる事務所を有し、指定管理者として図書館の事業実績を有する法人とする。業務内容としては、貸出返却、利用者登録、予約受付などのカウンター業務、おはなし会、それと館内整理等のカウンター以外の業務である。

このように、住民サービスの向上や将来を見据えた図書館運営を考えた場合、大久保図書館を除く4図書館に指定管理者制度を導入する、このようなモデルで業務を行っていくというのが、現在の検討状況である、と概要を説明

委員が

祝日開館以外に、市民へのアンケートで要望が高かったものは、と質問

社会教育課長が

図書、CD、DVDの充実、開館時間の延長などである、と回答

委員が

現状で、祝日開館が出来ない理由は、と質問

社会教育課長が

大久保図書館を除く4図書館については4名体制であり、少ない人数の職員で業務を行っているため、祝日開館するとローテーションがうまく回らなくなってしまう、と回答

委員が

職員数の削減とは、指定管理者導入後は、大久保図書館だけ、市の負担となるが、その削減と考えていいのか、と質問

社会教育課長が

大久保図書館は中心館とするため、逆に、職員、経費を強化しなければならない場合もある、と回答

委員が

市民は要望を聞いてくれると思ってアンケートに答えていると思うので、そのような要望を真摯に受けとめながら、検討して行ってほしい、と要望

委員が

全体の効率化を図るという意味では、前向きに考えられるが、あくまでも市民の要望が大事である。そのことに関して調査などして、実情は把握しているのか、と質問

社会教育課長が

まだ、そこまでは行っていないが、まず、社会教育委員会議に諮る予定である。その後、市民の方にこの検討内容の周知等含め、取り組んでいく、と回答

委員が

利用者の個人情報の確保は、と質問

社会教育課長が

市と同等の個人情報の管理が出来ることを指定管理者に求め、それを1つの条件として契約する、と回答

委員が

なぜ大久保図書館を、業務を集約する中心館とするのか、と質問

社会教育課長が

規模的に一番大きな図書館であると同時に、これまでも5館の中心的な役割を果たしてきたからである、と回答

委員が

中心的なとは、と質問

社会教育課長が

予算、会議開催などの集約を行っているからである、と回答

委員が

多様化する住民のニーズに対応し、住民サービスの向上を図りながら、効率的な運営を行っていくというのは分かったが、他市の状況は、と質問

社会教育課長が

野田市と流山市が導入している、と回答

委員が

今後も協議を続けることとしたい。他の委員の発言にもあったが、市民の意見等はきちっと受け止めなければいけない。導入そのものについては、本日の説明と質疑によれば効果があるようだということもわかった。社会教育委員や市民の意見を取り入れて、導入時期を含め、今後も慎重に検討を進めていってほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年6月23日（水）午後3時に決定された。

＜報告事項（３）及び議案第１８号ないし議案第２２号は非公開＞

報告事項（３） 習志野市学校評議員の委嘱について

(指導課)

指導課長が
習志野市学校評議員の委嘱について、概要を報告

報告事項（３）は了承された。

議案第１８号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(学校教育課)

学校教育課長が
習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第１８号は原案どおり可決された。

議案第１９号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

社会教育課長が
習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第１９号は原案どおり可決された。

議案第２０号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

社会教育課長が
習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第２０号は原案どおり可決された。

議案第２１号 習志野市通学区域審議会への諮問について

(学校教育課)

学校教育部主幹が
平成２１年８月に決定された「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編

計画（第1期計画）」では、幼稚園に関しては、実花幼稚園・つくし幼稚園について、平成24年度末をもって廃園し、1年間の施設改修期間を経て、平成26年4月に私立幼稚園として開園を予定している。

また、本市が幼保一元及び地域の子育て支援の拠点として整備を計画しているこども園について、平成24年度には、杉の子幼稚園を新たに（仮称）杉の子こども園として開設し、平成26年度には、袖ヶ浦東・袖ヶ浦西の両幼稚園を廃園して、新たに（仮称）袖ヶ浦こども園として開設を予定している。

このようなことから、現在の通園区域がなくなる実花幼稚園区とつくし幼稚園区、一方、こども園になることで定員減となる杉の子幼稚園区、袖ヶ浦東・袖ヶ浦西幼稚園区の5つの通園区について、市立幼稚園を希望する幼児の通園区域を確保することが必要であることから園区を見直す必要が生じてきた。また、この地域に住む現在2歳児の保護者は、入園する幼稚園を選択するにあたり、市立幼稚園の園区の変更等の情報に基づき、平成23年度より3歳児として私立幼稚園を選択するのか、それとも平成24年度より4歳児で市立幼稚園を選択するのかという判断をする必要がある。このことから通園区域の変更について検討が早急に必要のため、諮問し、答申を願いたい。

園区の変更についての具体的な内容であるが、現在は東習志野こども園を含め、14箇所の幼稚園ごとに通園区域を定めているが、これを、大きく3つに分け、それぞれ中学校区単位に三分割するものである。一つ目は、二中、四中、六中学区を合わせたもので、包括する幼稚園は、東習志野こども園、新栄幼稚園、大久保東幼稚園、屋敷幼稚園、杉の子幼稚園の5園である。二つ目は、一中、五中学区を合わせたもので、包括する幼稚園は、藤崎幼稚園、津田沼幼稚園、谷津幼稚園、向山幼稚園の4園である。三つ目は、三中、七中学区を合わせたもので、包括する幼稚園は、袖ヶ浦西幼稚園、袖ヶ浦東幼稚園、秋津幼稚園、香澄幼稚園の4園である。ただし、旧つくし園区と杉の子園区で五中学区を、弾力化区域と設定し、隣接する園区の幼稚園も選択することが出来るようにした、と概要を説明

委員が

旧実花園区の子ども達は、通園するのが大変になると思うが、対応策は考えているのか、と質問

学校教育部主幹が

現行の制度では、幼稚園については原則、徒歩通園としているが、園区を広げることによって、自転車や車での通園も認めていかなければいけない。また、場合によっては、通園バスも考えている、と回答

委員が

旧つくし園と、杉の子園区で五中学区の弾力化区域は、隣接する園区を入園希望することが出来るということであるが、その園区の中で遠い幼稚園を選択してもいいのか、と質問

学校教育部主幹が

その通り、選択してもよい、と回答

委員が

もし、この新しい園区が決定した場合、地域の住民への周知はどのように行っていくのか、と質問

学校教育部主幹が

広報、ホームページ、まちづくり会議等で周知を図っていく、と回答

委員が

実花幼稚園とつくし幼稚園の建物は、そのまま私立化するのか、と質問

学校教育部主幹が

実花幼稚園とつくし幼稚園は廃園後、1年間の改修工事を経て、私立化する、と回答

委員が

実花幼稚園はかなり偏った場所にあるので、場所を移すという考えはないのか、と質問

学校教育部主幹が

そのような考えはない、と回答

委員が

義務教育の最終教育機関ということで、中学校区を基本に園区を考えているのはいいが、幼稚園の園区なので、きめ細かい配慮をお願いしたい、と要望

委員が

一箇所の園に人気が集まる場合は、どうするのか、と質問

学校教育部主幹が

抽選を行う。特に、幼稚園に近い地域が優先するということはなく、平等に行う、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 平成22年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について (指導課)

指導課長が

平成23年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議を行うため制定するものである。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、平成23年度使用に係る学校教育法第34条及び附則第9条に規定する教科用図書について、千葉県教育庁葛南教育事務所管内の習志野、八千代市の各市教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うため、教科用図書葛南東部採択地区協議会を置く規約の制定をするものである、と概要を説明

委員が
研究調査委員は、どのような方になるのか、と質問

指導課長が
それぞれの市から各教科2名ずつ選ばれるが、責任をもって調査研究をしなければならないため、1人は管理職の教員、もう1人は現場で活躍している教員である。そして、そのどちらもその教科に造詣の深い教員を委嘱する、と回答

委員が
規約の中に、協議会の委員は教科書の採択に直接利害を有するものは除くとあるが、これはどういう意味か、と質問

指導課長が
教科書を作成している教員がいるので、そのような教員は除くという意味である、と回答

委員が
教育委員会議での教科用図書採択の前に、私たち委員が、事前に、教科書を見ることは出来るのか、と質問

指導課長が
事前に、教科用図書の展示会を行うので、可能である、と回答

委員が
教育委員会議での採択はどのように行うのか、質問

指導課長が
協議会で選定された教科書を見て採択する。原則4年に1回の採択であるが、今回は小学校が、平成23年度から実施される新学習指導要領へ移行するため、変則的に採択をするものである、と回答

委員が
協議会では、何種類くらいの教科書を選定するのか、と質問

指導課長が
12種類の教科で、1教科2冊から6冊程度の教科書を選定する、と回答

委員が
造詣が深いとは、どのように判断するのか、と質問

指導課長が
専門的に長年、その教科の研究をしていたり、すばらしい授業を行ってきた実績のある教員である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言